

## 議会運営委員会

令和2年8月3日（月曜日）午前 9時54分開会

### 出席委員（8名）

委員長	相馬剛	副委員長	齊藤誠之
委員	山形紀弘	委員	中里康寛
委員	田村正宏	委員	鈴木伸彦
委員	眞壁俊郎	委員	玉野宏

### 欠席委員（なし）

### オブザーバー（2名）

議長	吉成伸一	副議長	松田寛人
----	------	-----	------

### 出席議会事務局職員

事務局長	増田建造	議事課長	小平裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	印南恵子	議事調査係長	佐々木玲男奈
主査	鎌田栄治	主査	飯泉祐司
主任	伊藤奨理		

### 議事日程

1. 開会
2. 挨拶
3. 協議事項
  - (1)大学等とのパートナーシップ協定に係るガイドラインについて【取組No.19】
  - (2)職員定数の検討について【取組No.20】
  - (3)職員アンケートについて【取組No.5】
  - (4)コロナ対策を踏まえた9月議会定例会の対応について
  - (5)9月議会定例会における委員会中継について
  - (6)議員間討議の実施に係る要綱の作成について【取組No.8】
  - (7)その他
4. 閉会

開会 午前 9時54分

### ◎開会の宣告

○相馬委員長 5分ほど早いですが、全員おそろい  
のようですので、始めたいと思います。

皆さん、おはようございます。

長い梅雨が明けたようでございますが、まだこ  
うしたぐずついた天候で、私自身も体調管理が非  
常に難しいなというふうに感じているところでご  
ざいます。

委員の皆様、何かとお忙しい中、御出席いた  
きましてありがとうございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。



### ◎委員長挨拶

○相馬委員長 7月は大雨による災害発生、また新  
型コロナウイルス感染症の第2波と思われる状況  
が起きております。市内におきましても先週感  
染者の発生が報告されたところでありまして、地  
域住民との会話の中でも非常に不安の声が聞か  
れるところでございます。今後においても十分な  
備えと対応が必要であろうというふうに思いま  
す。

本日の協議内容にも9月定例会の対応の中に  
新型コロナウイルス感染症対策が含まれており  
まして、十分に協議をした上で定例会を開催し  
たいと思います。委員の皆様には5月29日の  
議会運営委員会において申し合わせたとおり、  
円滑な進行の御協力をお願いをいたしまして、  
開会の挨拶とさせていただきます。



### ◎協議事項

○相馬委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

まず、(1)、取組ナンバー19であります。大学  
等とのパートナーシップ協定に係るガイドライ  
ンについて、前回もお示ししておりますが、再  
度事務局より説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 私のほうから御説明を  
させていただきます。

大学等とのパートナーシップ協定に係るガイ  
ドライン案ということで、前回の議会運営委員  
会で御説明をさせていただいた内容となっております。  
この内容で御承認いただけましたら、8月の、  
今月の全協のほうで報告をさせていただいて、  
このガイドラインに沿ってパートナーシップ協  
定、大学等との協定を次は進めていきたいとい  
うふうに考えております。

前回の議会運営委員会でも少しお話を申し  
上げたんですが、宇都宮大学のほうで地域プロ  
ジェクト演習のパートナー、地域パートナーを  
募集しているということでございまして、今回  
募集要項を上げさせていただきました。

この地域プロジェクト演習というものなんです  
が、学部の大学生が地域に実際に入りまして、  
地域の方々と意見交換をしながら、地域の課  
題の解決に向けて、学生なりの解決策を考  
えていく、そういったような事業となっており  
まして、そういった学生と一緒に地域の課題  
解決に取り組んでいく地域パートナーを募  
集するというように示されています。

今御通知申し上げたところの1、パート  
ナー決定までの流れということでスケジュール  
がありまして、6月の段階でこの要項が示  
されまして、説明会ということで7月14  
日に説明会があったんですが、私と鎌田の  
ほうでオンラインで説明を受けました。今  
までは自治体の部署とか、あるい

は民間とかというところとも協定をやってきたということで、議会との協定というのは今までないということなんですけれども、課題がある程度明確になっていけば、市議会であつても十分可能であろうというような説明を受けたところでございます。

こちらの応募の締切りが9月30日となっておりますので、本日、先ほどのガイドラインを御決定いただけましたら、9月末の締切りまでにこちらの応募も含めまして検討していきたいというふうに考えております。

本件に関しての説明は以上となります。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ございませんか。

なければ、まず、最初の資料にあります大学等とのパートナーシップ協定に係るガイドライン案について、皆様から御意見をいただきたいと思いますが、御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ございませんか。

なければ、この案のとおりとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、この案のとおり案を取りまして、ガイドラインとさせていただきます。

続きまして、そのガイドラインに沿って協定締結に向けて進めていきたいというふうに思っているところでございますが、それについて再度皆様から御意見を伺いたいと思いますが、御意見はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ございませんか。

なければ、先ほど事務局から説明がありました宇都宮大学の地域プロジェクト演習パートナー募集にエントリーをすることを検討していきたいというふうに思います。先ほど説明がありましたとおり、9月末でエントリー締切りというふうになっておりますので、それに向けて進めていきたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 では、そのように進めさせていただきます。

続きまして、(2)、取組ナンバー20になりますが、議員定数の検討についてに入ります。

これについても事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから御説明を申し上げます。

資料が3ページになっておりまして、1ページ目、2ページ目につきましては、前回の議会運営委員会でお示した資料と同様となっております。ただ、1ページにつきまして、字が赤くなっている部分がございますけれども、大田原市、それから唐津市におきまして議員定数の変更があったというところがございましたので、その後、確認した範囲で赤字で訂正をしている部分が一部ございます。これに伴いまして、平均値とかは若干変わっている部分はございますけれども、2ページ目のおり、旧自治法定数に対する割合ですとか、人口1万人当たり議員数というようなデータになっております。このアンダーラインがついている1人当たりの可住地面積の部分以外のところについては、数値が少ないほうが比較して議員数が少ないという資料になっております。

3ページ目、今回改めてつけさせていただいたものなんですけれども、議員定数を検討するに当

たって、他市の事例ですと、無投票当選ですとか、あるいは欠員が出て、それをきっかけにどうなんだろうというケースもありますので、那須塩原市における一般選挙、それから補欠選挙の立候補者数の状況についてまとめた資料となっております。

合併してから一般選挙については4回、補欠選挙については2回行われておりますけれども、いずれも無投票ということはございません。前回の一般選挙、平成29年4月に行われた選挙につきましては、定数26に対して立候補者数が34、定数に対する立候補者数の割合が130%というような状況でございますので、立候補者数もある程度ある状況というふうになっております。

資料の説明につきましては以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、皆様からただいまの説明について質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑がなければ、皆様から御意見を伺いたいと思いますが、御意見はございますでしょうか。

まず、これについて各会派で一定程度定数を削減、それから増減、定数を増やす、それから現状維持、そういったところで各会派の意見として集約できているところはございますでしょうか。

田村委員。

○田村委員 方向性としては、今後人口が減少していくというような中で定数の削減というのは考えていかなければいけない話でもあるし、県内の他の市町の状況を見ても、例えば足利市においては人口15万ぐらいでも定数24という市もあります。佐野市はほぼ那須塩原と同じ人口ですけれども、定数26という人数で構成されている市もあります。

常任委員会が3つだとして、常任委員会の頭数を合わせるということも一つ考えなければいけな

いことではないかと思うんですけれども、そうした場合、1人増やして27にするよりは、2つ減らして24にした場合には、8掛ける3で、8でそろろうというほうが現実的ではあるのかなという、そんなことから減らすという方向性としては考え方もあるんですけれども、現状の26でも妥当ではないかという見方も当然ございますし、ちょっと今のところ会派としてはなかなか結論は出しかねるというか、検討事項ということで結論は出てないです。

○相馬委員長 分かりました。

ほかに御意見はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 うちの会派は、今までのいろんな数値を見た中で、最終的に選挙もあつたということも加えて、26人が妥当だという結果です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 那須塩原クラブのほうでは、ちょっとこの話の増やす、増やさないまでの議論までには至ってなかったので、まだ結論が出ていない状態です。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

玉野委員、よろしいですか。

○玉野委員 敬清会としてはいまだ熟していない。

このままでいいんじゃないかという考え方です。

○相馬委員長 そうですか。

現状の26の定数をそのままという意見と、今後の方向性としては2人減というような今御意見をいただいたところでございます。これにつきましては、できれば遅くとも9月の全員協議会で報告ができるような方向で持っていきたいというふうに思いますので、できましたら各会派、8月、次

回の議会運営委員会が8月28日になりますので、そこまでに意見のすり合わせをさせていただきまして、9月の全員協議会でできれば報告をしたいというふうに考えておりますので、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 そのように皆さん、御協力をお願いいたします。

続きまして、(4)に入ります。コロナ対策を踏まえた9月議会定例会の対応についてということでございます。

これについて資料がございますので、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○佐々木議事調査係長 委員長、(3)のアンケートがまだ。

○相馬委員長 すみません。大変失礼しました。(3)の職員アンケートについてでございます。これにつきましては、前回資料、それから内容のスケジュール等を御説明させていただいたところでございますが、再度皆様から御意見をいただきたいと思っておりますが、御意見はございますでしょうか。

田村委員。

○田村委員 おおむねこの設問事項でいいと思うんですけれども、できれば最後にその他というか、何かほかにありますかみたいな、そんな声が出ました。

○相馬委員長 最後に自由に記述していただける枠を設けてはという意見でございますが、それについて皆様から御意見はございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 そうしたら、自由記述枠を設けるといようなことで進めさせていただきたいと思っております。

そのほか御意見はございますか。

○齊藤委員 これ、以前に多分もう何回か出しているままで変わってなくて、今田村委員さんのほうから出てきたんですけれども、この間、ある研修で事務局強化というテーマのものセミナーというか、オンラインの配信があったんですけれども、ちょっと危険な設問ですけれども、議会事務局に行ってみたいという設問でも入れてみたらどうかと思ったんですけれども、危険ですか。何か淡々と聞いているだけになってしまうんで、ある議会では議会事務局員になりたい職員がいっぱいいる市があるという話。議員の魅力づくりもそうなんですけれども、職員もどちらかというと、この場所に来るのが嫌だという傾向があるということから始まったんです、そのセミナーが。昔からのやつでね。そういうのがあったんで、長内さんが久慈市議会へ行ったときに一番最初にやらされたのが視察の旅行日程からだったという話から始まったやつなんですけれども、そういうのと違って、今いろいろ議会で改革しながら皆さん一生懸命協力してやってくれているこの体制自体は、決して執行部と相対するために持っているものではなくて、矛先が市民の福祉向上を目指すためのあれなので、こういった今の取組を見ながら、ぜひ議会事務局に行ってみたいみたいなアンケートがあったら、かなり危険なリスクなんですけれども、面白いアンケートかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。提案なんです。今さらに申し訳ないです。

○相馬委員長 この15問の設問のほかに議会事務局に異動したいというような内容の設問を入れてはどうかという御意見でございますが、それについて皆さん、いかがでしょうか。御意見はございますか。

○田村委員 私は賛成です。

○山形委員 職員の立場からどうなのかなと思うんですけども、率直にそういうふうな意見が聞ければ、議会として、事務局としてプラスになれば、そういうふうに行きたいと言うかどうかというのをちょっと私たちも知ってみたいかなという気はしますけれども、ちょっと危険かなという気もありますけれども、ありきたりのアンケートより少し刺激与えたほうがいいのかという気はします。

○相馬委員長 今お2人から入れてもいいんではないかという意見でございますが、ほかに意見はございますか。

議長。

○吉成議長 議長選挙のときには所信表明やるわけですよね。その際、私がやらさせていただいた所信表明の中に議会事務局をできればこの先議会局にしていきたい。事務局じゃない。もう政策立案等も率先して職員の皆さんと議員でつくり上げていく。そのためには今の人員では足りないわけですね。今副委員長のほうから提案があったことで、もし思いがけずにごく来たいというアンケート結果があると、これ議会局実現に向けて一歩踏み出せるんじゃないかと。当然もろ刃の刃ではありませんけれども、本当聞いてみるのはすごく興味深いんじゃないかなと思いますね。

○相馬委員長 今議長からもそういった意見がございました。

ほかに御意見がございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、今のような設問を付け加えるということによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 設問の文言については再度ちょっと正副委員長で打合せと、それから事務局交えて打合せさせていただいて、内容はそういう内容で、設問の文言についてはちょっと検討して、付け加

えさせていただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

そのほか御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ございませんか。

なければ、先ほどの意見の追加した内容で、前回お示ししたスケジュールどおり進めるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 そのように進めさせていただきます。

なお、3月のこの職員アンケートをするという時点で、本来は議会は全て公開とするとなつてございますが、これについては市民に公開はしないということで決定を見ておりますので、市、この中と議会内ということになりますので、御承知いただきたいと思います。

それでは、続きまして、再度すみません、(4)です。コロナ対策を踏まえた9月定例会の対応についてに移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、コロナ対策を踏まえた9月議会定例会の対応について(案)の資料について御説明を申し上げます。

まず1点目、傍聴でございますが、6月議会は傍聴を原則自粛をお願いをしたところでございますが、議会公開の原則等を踏まえまして、傍聴席について傍聴を可とした上で、1席置きに使用禁止の席を設け、隣り合わせの着席とならないようにして認めるという形にしたいと考えております。

この措置により、傍聴者数の上限が減りまして、18人となります。先着順により傍聴席への着席を認めますが、18人を超える希望者があったときに

は、着席できなかった方については第4委員会室に案内して、職員のタブレット等により議会中継を見ていただくというような準備をしたいと考えております。

2点目、執行部の出席者でございますが、本会議における執行部については、議場に最低限の人数で入っていただきたいと。ほかの関係者、入らない方については第3委員会室等あるいは自席で中継を見ていただくという形で、実際には執行部のほうで考えてくださいという依頼をする形になるかと思っております。

3番目、一般質問等の質問時間ですが、傍聴者の便宜、それからコロナ対策の観点から、9月議会については従来の質問のみの持ち時間制ではなく、答弁を含めた時間数とすることとし、短時間で効率的な運営を目指したいという案になっております。制限時間より早く質問が終了した場合には、残った時間については休憩時間とし、次の質問者の繰上げは行わない。繰上げを行ってしまうと、傍聴者が次の方を見たいと思ったときに、いつ来ればいいのかというのが分からなくなってしまうので、具体的な案といたしまして、案の1から案の5までのとおり、案をお示しをさせていただきますと思います。

まず(1)60分のケースでございますが、ア、案の1でございますが、10時から11時が1人目になりまして、15分の休憩を挟みまして、12時15分までが2人目、1時間のお昼休憩を入れまして、1時15分から2時15分まで。また15分の休憩を入れまして、2時30分から3時30分までというパターンでございます。

案の2でございますが、案の1と基本的には同じなんですけど、3時半で終わりますので、5人目までが入れられるということで、3時45分から4時45分の5人目を入れたパターンとなっております。

す。

(2)70分の制限時間のパターンですが、案の3、10時からスタートいたしまして、11時10分、15分の休憩を挟みまして、11時25分から12時、35分やった後、午後1時から1時35分まで残りの35分をやる。15分の休憩を挟みまして、1時50分から3時まで、15分の休憩を挟みまして、4人目が3時15分から4時25分までという形でございます。

案の4でございますけれども、午前中に1人、午後に3人とするパターンでございます。例えばスタートを10時ではなく、10時30分とした上で、午前中につきましては1人11時40分まで、午後2人目が1時から2時10分、15分の休憩を挟みまして、2時25分から3時35分、4人目は3時50分から5時という案でございます。

最後の案でございますが、10時からスタートいたしまして、やはり70分、休憩なしというの長いところもございまして、60分ごとに機械的に15分の休憩を入れたパターンとなっております。60分をやった後、15分休憩して、残りの10分、11時25分から2人目にすぐ入りまして、12時までの35分をやった後、お昼休憩で、1時から残り35分をやる。3人目につきましては、1時35分から2時までやった後、15分休憩を挟みまして、15時まで。4人目はそこで15分休憩を取った後、15時15分から4時15分まで行った後、休憩を取りまして、残り10分というような機械的に休憩を入れた案となっております。

(3)でございますが、順番の話なんですけれども、案の1の2人目のように質問時間が分断されるケースもありますので、今回の質問順については従来の受付順ではなく、抽せんというのも一つあるのかなと考えております。

あとは、さらに会派代表質問につきましても、この趣旨を踏まえて、時間数の御議論をいただけ

ればというふうを考えております。

続いて、4点目、委員会でございますが、3密を避ける観点から、委員会室ですとどうしても狭いということもございますので、3常任委員会につきましては議場、それからこの議員控室、あとは303会議室を押さえてありますので、これらの3部屋を利用することではどうかというものでございます。使用する部屋は固定ということではなくて、日によりローテーションで変える形を考えております。予算常任委員会の全体会、それから決算審査特別委員会全体会については議場で行うという形で考えております。

5番、その他といたしまして、新型コロナウイルスの感染拡大が進んだ場合には、議員の半数入替え制ですね。採決の際には全ての議員が議場にいることが必要ですが、それ以外の審議の際、質問等の際には、委員の半数を議場に残して、他の議員については議員控室等で中継を視聴する方法、こういったものも検討する必要があるのかなど。今後の感染拡大の状況によってということでございますけれども、こういった案もございまして、ということでございます。

資料に説明につきましては以上ですが、もう一つ、検討用資料というものをつけておりますので、こちらでも簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

こちら、質問に関する資料として、令和2年3月定例会の質問対象時間一覧ですが、会派代表と一般質問合わせて5日間ありまして、1人目が10時からというのは基本的に変わらないんですが、2人目、3人目になってきますと、その前の時間にも左右されますので、スタートの時間が変わってくる。そうしますと、傍聴者がこの質問を見たいというときに、いつ傍聴に来ればいいのかというのがちょっと分かりにくくなっていますとい

う資料になってます。

それから、質問時間数の状況でございますが、上が一般質問、下が会派代表質問となっております。令和元年度の一般質問ですと、平均で69.8分というふうになっております。当然これより多いケースと少ないケースもございます。

下段に行きまして、会派代表ですと件数がちょっと少なかったものですから、平成30年度と令和元年度の2年分なんですけれども、総時間数としましては平均で80分、中央値ですと72分ほどとなっております。

3枚目が平成30年の3月時点で佐野市から一般質問の制限時間等に関する調査もありましたので、調査結果を参考までに載せさせていただいたものです。大きく答弁込みで時間を制限している団体と、質問のみで制限をしている団体がございまして、答弁込みの団体につきましては、75分、60分、50分、40分というようになっておりまして、表のとおり60分の団体が6団体というところで多くなっているという状況です。質問のみにつきましては、40分、30分、25分となっております、こちらも表のとおり、30分を採用している団体が6団体というところで多くなっております。その他につきましては、宇都宮市の一括質問方式がちょっと変わった形になっておりますので、掲載をさせていただきました。

資料の説明につきましては以上です。よろしく申し上げます。

○相馬委員長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたが、まず1番の傍聴について、これについて質疑はございますか。傍聴については18名、席を1つ開けてということになります。それから、18名超えた場合は別室でタブレット等で中継を見ていただくというような案でございますが、これについて質疑はござい



すか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

御意見ないようでしたら、この案のとおりで取り扱うということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 傍聴についてはこのように取り扱います。

続いて、2の執行部の出席についてでございますが、これについて質疑はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 内容的に最低限の人数というか、どうなったのかちょっと確認です。

○相馬委員長 最低限の考えはありますか。

係長。

○佐々木議事調査係長 最終的には執行部の中で答弁者の判断をしていただくようになると思うんですけども、例えば質疑の場面でしたら、その議案を提出している部長、市長とか副市長とかのほかにもそういった方が入るので、もし議案を提出していないような部長、支所長ですとか会計管理者ですとかがあれば、そこに入らないという選択肢はあると。一般質問等につきましても、答弁に直接関係がないような部署も考えられますので、そういった部署の出席者が減るということは考えられるかなとは思いますが、ただ、実際にどの程度まで質問が及ぶかということもありますので、そこは執行部の判断になるかなと思います。

○相馬委員長 基本的には6月議会のようなやり方になるんだろうと思います。ただし、今回は質問を行うようなことになっておりますので、そこに対応できる執行部の人数をということで考えてい

るところでございますが、具体的に人数のどこまでというのは執行部との協議の上ということになるかと思いますが、そういったところで御理解はいただけますでしょうか。

眞壁委員。

○眞壁委員 質疑の関係だと、基本的には部長という感じなのかな。課長までは入れないという感じなのかな。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 本年度から執行部の本会議の出席者につきましては、課長級は総務課長と財政課長だけが入っております、それ以外は課長級は原則として入っていないので、基本的には部長級の対応になって、出席者も当然部長級になるかなと思います。

○相馬委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「事務局からよろしいですか」と言う人あり〕

○相馬委員長 局長。

○増田事務局長 今関係する最低限の人数ということですが、6月の定例会では質疑については事前通告制でしたが、先例事例集で決算案件と計画案件については事前通告制になっておりますが、今回補正予算とか、あとは条例案件、こういったものもありますので、条例は当然提出したところが自分が所管だというのは分かりますけれども、補正予算関係だと何聞かれるか、どこ聞かれるか分からないというのと、仮に必要最低限の出席といった場合には誰が出るんだということを、明日も部長会議ありますんで、聞かれるようなことも想定されますし、あと初日の即決案件については、即決案件がある担当の部長のみ出席するのか、そういったところも考えられますので、基本的にこの最小人数ということで、この議運で御決定いた

できれば、多分この後総務部長なんかは議会の経験が長いので、こういった場合はどうなんだというのを幾つか聞かれるかと思しますので、そこら辺を決定いただければ、正副議長と私のほうである程度の案をつくって、定例議運で執行部の最低限の出席はこんな形でということで、8月28日の定例議運の際にお示しするというだけでもよろしいですかね。まず質疑の事前通告をするか、しないかというところで予算なんかは全員入らざるを得なくなります。そこら辺いかがでしょうか。

○相馬委員長 決算、それから計画については、もともと通告制ということでございますので、それについては対応できるんだろーと思います。今のお話ですと、補正予算が一番あれかなと思うんですが、補正予算についても事前に早めに資料があるのであれば、通告制にすることも可能なかなと思うんですが、これについて皆さん、御意見はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 コロナ禍ということなんですけれども、9月議会に限った話をしているんだと思うんですけれども、基本的に人数を減らすとかではなくて、コロナ禍だからこそしっかり議会をやるべきだという議員もいるので、最初から言うと別に減らす必要はないんじゃないかという考えを持っている議員もうちの会派にはいます。そういうことから考えて、感染予防ということで今回最低限にしようということなんですけれども、それはそれとしても、執行部側のいろんな都合もあるでしょうし、それから、執行部としてもあそこにいることによって、議員が臨場していることによって、大分その雰囲気を知ること、どうしてそういう質問が出ているかというのをこの画面じゃなくて、あの場において関係ない、よその部署の話であっても職員として聞いておくことというのは重要じゃな

いかという話も出てましたので、そういう人たちがいずれ課長か部長になるということもあるので、あえて最小限というのは、少なくともという方向性はいいと思うんですけども、わざわざ無理して、こっちから最小限にしましょうというようなことではうちの会派の中にはそういう考えを持っている人、減らそうとする必要はないんじゃないかという考えを持っている意見もございました。

なので、通告に関しては、前もって出したことで、よく慎重に通告という考え方で出すこともいいと思うんですけども、人の話を聞いたり、その場でやっぱりよく見ていると、考えがもうちょっと聞いてみたいということもあると思うので、本当に緊急事態のようなコロナの状況であれば、当然ここでよく検討するべきだと思うんですけども、今までどおりの考えというか、この前のときはそういう流れがありましたね。議場コンサートなるべくやりましょうみたいな流れだったので、9月議会に関しては確かに厳しい状況はある中で、基本的には通告制じゃなくて、ある程度自由にしていこうという形のほうがいいんじゃないかなと考えます。

○相馬委員長 通常どおりの執行部の出席という意見でございますが、9月議会については、さらに6月議会同様、いわゆる3密を避けるコロナ対策、それからウィズコロナというものを意識しながら進めるというようなことの方でございまして、そういった観点からこうした話合いを議題として出しているところでございますので、通常どおりという御意見もあろうかと思いますが、そのほかに皆さんから御意見はございませんでしょうか。

中里委員。

○中里委員 私の意見ですと、やはりコロナ禍ということもありますので、補正予算に関しても通告

制にしたほうがいいのかというふうに思います。それはなぜかといいますと、やはりなるべく会議を開いている時間を短縮する。よりその中で議論をきちんとするということにおいては、ある程度通告制を設けて、焦点を当てた質疑、それから答弁、こういうことをやっていったほうが会議の質も落とさず、なお会議時間も短縮できるのではないかなというふうに思いますので、こういったコロナ禍のことに関しては通告制にしてやったほうがいいかなというふうには思うんですけども。

○相馬委員長 通告制にして、やはり会議時間を短縮するというので、そうすると、通告制にすれば、執行部の出席についても、その担当する部長で対応していただくというようなことになろうかと思っておりますので、そうすると執行部の出席者の最小限というところも出てくるのかなという御意見だと思いますが、ほかに御意見ございませんか。

副委員長。

○齊藤副委員長 これ執行部だけ議論しているんですけども、議員のほうもリンクしないと、結局6月のときは議員は全員座っていて、執行部だけがその対策だったんですね。なので、同じように執行部減らすなら、議員も半分に減らしたほうが理にかなっているのかなと。今回このまま6月と同じことをやると、せっかくの通告にしたのに全員座って聞いていると、結局意味がないことですよ、通告になるならなる。もう通告してない人は外で聞いてなさいみたいな感じのほうがよくなくなってしまいますよね。この間ちょっと言ってましたけれども。これ多分執行部だけで考えてしまうと、議員は26人入っている状態を想定している中で行われてしまうので、議員の席も決して3密回避にはなっていないというお話もこの間出ていたと思いますから、そこも一緒に考えていったほうがいいと思ったので、ちょっと言わせてもらいまし

た。

○相馬委員長 それについてはこの後の5番のその他のところで、先ほど事務局から説明があったとおり、議員が控室でというような検討事項にその他として入れてはございますので、両方一遍に今協議するというよりは、まず執行部のほうの出席を求める状況を協議したいと思いますが、それでいかがでしょうか。

〔「両方一遍にやるとまずい」と言う人あり〕

○齊藤副委員長 1個ずつやると今の話だと傍聴席も減らしてしまっているわけで、そろわないと説得力はないということです。やるなら徹底して全部そろえるほうが、委員会は既にもう広げてやっているわけですから、議会の採決のときだけは時間が30分、40分で終わるといふのがあるんですけども。

出席者の質疑応答をこの間、6月のとき見てもそうですし、逆に全協なんか1時間以上も質疑になってしまって、要は止めるどころと、とめない質疑が繰り返されたというところがあったので、その時間はやっぱり決めていったほうがいいのかなと。それから、さっき言った中里議員の通告制はなきにしもあらずだと思うんです。ただ、その間何もしてない人が座っていることが事実であれば、議会のほうも一緒に考えていったほうがいいのかなと。執行部だけで決めてしまうというのが一緒にいうのもあった。

○相馬委員長 そうしたら、執行部の出席するその最低限というところと、議員全員が着席しているのではなく、議員のほうも着席する人数を振り分けてという方法論と、5番のその他にもあるんですが、両方求めて……

○齊藤副委員長 いや、考えてやってもらえればいいという話です。

○相馬委員長 その5番のところでもう一度議員についての話を出しますが、まず執行部の出席について、今回は必要最小限のということで進めていたところで、今回もそういうふうなことでということでございますが、通常どおりの執行部の出席を求めるといふ御意見と、通告制にした上で必要最低限の人数の出席を求めるといふような今2つの御意見だということでございますが、まずはこの執行部の出席者については、2番についてはどちらかにしたいというふうには思いますが、再度皆さんの御意見を伺えればと思っております。

○眞壁委員 通常どおりという話なら全く。

○相馬委員長 いや、通常どおりに全員出席してもらおうということと、それから必要最小限の出席者を求めるという……

○眞壁委員 この案どおりという意味でしょう。

○相馬委員長 この案どおりでということでございますが。

だから、必要最小限の出席者だから、提案理由の説明はやってもらう。本当にその必要最小限のという要請をするかどうかということなんです。

御意見はございませんか。

○眞壁委員 この案どおりで。

○相馬委員長 この案どおりでよろしいですか。

○眞壁委員 ただ、しっかりと事務局と交渉してもらってとなるとと思います。

○相馬委員長 はい。

○眞壁委員 あと、予算のほうは何ですかね、通告制……

[「案件が少ないということ」と言う人あり]

○眞壁委員 案件が少ないんで、通告制にする必要はないんじゃないかと思う。

○相馬委員長 補正予算に関してということではよろしいですか。

○眞壁委員 決算とかは所管が広いんであれなんですけれども、予算に関してはこれだけなんで、通告制にしないでいいのかなと私はちょっと思うんで

○相馬委員長 決算、計画については通告制で、そのほかの補正予算については通告制じゃなくてもいいんじゃないかという意見でございます。

ほかに御意見ございますか。

[「今の振りはない。反対なら反対しろという言い方でいいのか」と言う人あり]

○相馬委員長 通告制にするか、しないかという意見をいただきたいということですね。

○齊藤副委員長 すみません、先ほどちょっと言わせていただいたんですけども、この間の全員協議会は質疑が長かったんですけども、関連をする質疑が多かったんです。なので、予算がフリーになると、聞いた方に乗っかって質疑する人が出てきてしまうんですね。そうすると、時間が延々と延びるので、通告をしてやっていただいたほうがいい意味で先ほど中里委員が言ったとおりになると思うんで、通告しないと質疑できないというところがちょっと議論の措置としてはどうなんだというところもありますけれども、どっちを取るかということをしつかり決めれば、今眞壁さんが言ったとおり、普通にやるべきだという意見もいいですし、何となく同じ質疑がずっと続いていたようなイメージがあって、あんなに全協長だったのは久々だなと思ったぐらい。

[「すみません」と言う人あり]

○齊藤副委員長 あったので、そこら辺がしっかりと整えばいいのかなと思えました。何か時間なのか、中身なのか、コロナ回避なのかが交錯しているような気がするんですけども、本来であればフリーで全然いいとは思うんですけども、もしそのフリーか通告かとなった理由が明確に考えるので

あれば、密接した時間とか換気をする時間というのが危険性が伴うので、制約した時間でやるということになるんですけれども、ただ、通告にしても、通告を全員やっていけば結局時間はかかるので、かなり難しいんです。どっちの意見も分かるんですけれども、ただ、そろえてしまったほうが、誰が通告して終わるといのが分かるのでいいのかなという話です。

○相馬委員長 よろしいですか。

対応の前提としているのが、いわゆる3密を避けるということで、前提として進めているお話でございますので、全く何もフリーですという取扱いをするということは、やはり余り望ましくないような気はいたします。対策を十分に取った上で行っているという、そういった開催の仕方を検討していくべきだろうというふうに思っておりますので、できるだけ議論をより深く、しかも時間は短縮をした上で進めていく方法論を取りたいというふうなことで、こういう議題になっているわけでございますので、再度この案について、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

山形委員。

○山形委員 1番で傍聴も18人と減らしておりますんで、出席者のほうも、執行部のほうも必要最低限で、議員も必要最低の人数で統一性を持たせて、そうすれば皆さん、ちゃんとリスクも分けてる。議員だけ26人入れるわけにいかないんで、傍聴席減らせれば、そうやってみんな統一を持たせて、今回に関して予算の質疑もあまりなくても、一応事前通告ということで、全部それも統一性を持たせてやって、3密を防ぐという方法を一番最初に考えて、その中でやっていってはどうかと私はそう思います。

○相馬委員長 そういった意見でございます。それについてほかの御意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ございませんか。

なければ、やはり補正予算案件についても通告制を取って、できるだけ集中的に審査を行うという、しかも執行部の出席者についても最低限でお願いするということがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 大丈夫ですか。

2番の執行部の出席についてはそのように取り扱わせていただきます。

局長、今の内容で協議できますか。

○増田事務局長 質疑については補正予算も事前通告制ということで。それと、あと細かいところについては、正副委員長と、例えば条例案件とか、その辺は出入りしていただいて、関係のある方だけ。あとは初日と最終日の即決案件がある場合についても関係ある方がというようなことを総務部長と協議をして、それを正副委員長と相談させていただいたものを28日の定例議運で、こんな形で調整しましたという形で示させていただくということよろしいですかね。

○相馬委員長 よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○相馬委員長 2番についてはそのよう取り扱います。

次に、3の一般質問の時間についてでございますが、これについて事務局からの説明に質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑はないようですので、皆様から御意見を伺いたいと思いますが、資料2は案として1、2、3、4、5つの案が出されてございます。これについて意見をお願いいたします。

中里委員。

○中里委員 私は(1)60分制限の中での5人、案の2

というやつですね、これがいいんではないかなというふうに思います。理由は、先ほど事務局のほうからの説明がありましたように、傍聴者への便宜というコロナ対策の観点というところが最大の利点というか、そういうことです。傍聴者の便宜というのは、今までも傍聴された方からの御意見だったりを伺いますと、この人の傍聴に来たんだけれども、まだ始まってなくて、あるいは行ったけれども、終わってしまっていたというふうなことがあったので、こういったことを今回の機会に時間制限とか時間をきちっと決めてやられたほうが傍聴者も傍聴しやすい。コロナの観点から考えても、その聞きたい人の質問が終われば多分帰ると思うんです。傍聴席の入替えなんかも特に要するというふうに思います。

また、コロナ対策の観点というところでは、6月議会においては、特に質問に関するものはございませんでしたので、質問者数がかなり多くなるということを想定しますと、この辺を考慮すると60分で5人としたほうがよろしいのではないかと思います。

ただ、1点だけ気をつけなければならないのが、今までは発言時間が40分ということで制限がありましたので、発言だけあつとやれば終わりみたいなことだったんですけれども、発言と答弁を合わせて60分ですから、我々議員も執行部も今までよりも簡潔な質問と答弁、これには注意をしなければならぬというふうに思います。

以上です。

○相馬委員長 中里委員から案の2がいいんではないかという意見でございますが、ほかに御意見ございますか。

田村委員。

○田村委員 まず、時間については一般質問は60分、全体の質問は70分がいいんではないかというふう

に思います。中里議員は案の2でしたけれども、我々は案の1でもいいんではないかということで、70分の場合は案の3ですね、これを採用してはどうかというふうに思います。

○相馬委員長 今一般質問については案の1が、4人でという案でございますが、ほかに御意見ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 一般質問についてはいろいろ意見あるとおりで異論はないんですけれども、案の1の4人がいいんじゃないかと。1日に長時間いるという、先ほど3密の関係からすると、4人ぐらいで、ちょっと早く終わるんですけれども、次の質問をする人も帰って質問の準備もできるというメリットもあるので、4人ぐらいがいいんではないかなと。そのほうがもっと、中里委員が言ったとおり、これがいいんじゃないかと思えます。代表質問については、やはりうちらも70分でいいかと思えます。

3と4、迷うところだったんですけれども、案のね。4人で、微妙ですけれども、うちらは案の4のほうで一応まとまっているんですけれども、ここは迷うところで、ちょっと時間が開くけれども、3も三角ぐらいな感覚で今。

○相馬委員長 まず、一般質問についてですが、今案の1、60分ずつ4人でという意見が多いようでございますが、ほかに御意見は。

玉野委員。

○玉野委員 (1)60分についてです。

○相馬委員長 はい、そうです。

○玉野委員 案の1と質問者のことによって翌日にならないほうがいいのか、そういうことになれば、アとイの組合せの使い方がいいと思えます。やっぱり傍聴する人がきっちりこの時間に始まってと、議員側もそうですけれども、傍聴者を増や

そうという方法としては、この時間帯はすごくいいと思いますね。アとイの使い分けで、組合せの一つだと思います。イを先行するという意味じゃないですよ。9人の質問したときに、アだけで、案の1だけでいくと3日になってしまうでしょう。そういうことをしないで、9人のときは4人と5人で2日で終わりの考え方です。

○相馬委員長 基本はどちらでいったらよろしいわけなんですか。4でいくのか、5、例えば、じゃ12だった場合は4、4、4の3日間になると思うんです。

○玉野委員 発言の私の言っている意味すること分かれば、案の1ですとっていくということです。9人目という奇数になったときは、切り上げるために5人、この日にやるということです。あくまでも5でいくということじゃないです。

○相馬委員長 分かりました。

御意見としては、基本的には案の1、60分で4名ということで、ただし、その質問の人数によっては柔軟に案の2も採用すると、そういう取決め方でよろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 よろしいですか。

その質問の……

[「4人、今の言い方だと9人の話で、17人のときは4日間でやって、

3日目だけ5人になってしまう」と言う人あり]

○相馬委員長 事務局としては受け付けする場合にはどういう受け付けの仕方、1日目とか2日目とかと、こうなっているわけじゃないですか。こういう柔軟な受け付け方をして、受け付けできるかどうか。

課長。

○小平議事課長 やはり人数が何人出るということであれば、そういったふうな入れることはできると思うんですけども、何人か分からない場合だと、初めに5人、4人とかというふうな形はできませんので、やはり今回に限って質問者の確認を事前にさせていただければ、そういった4、4、5、5とか、4、5、5、5とか、5、5とか、そういったふうなやり方はできると思うんですが、その4、5をうまく使い分けというのは今の段階ではできないですね。このままですとできないという形ですね。

○相馬委員長 議会の日程を組む場合に、どの時点でそれが分かればいいものでしょうか。  
課長。

○小平議事課長 正副委員長との打合せの際に議会の日程を決めますので、案をつくりますので、そのときまでに。

○相馬委員長 そうすると、もう全部通告も終わった段階で、その案の1と2を組み合わせることは可能だということによろしいですか。

○小平議事課長 そうしますと、要は1日目になるとか、2日目になるとか、3日目になるというのは最終でしか分からないということで、2日目にやりたいと言っても1日目になる可能性もあるし、2日目にやりたいと言っても3日目になる可能性もある、そういったことも出てくるということになります。

○相馬委員長 そうすると、やはり受け付けをする順番等の問題も出てきますので、やはり案の1か案の2をどちらかに今日の段階で決めておかないといけないということになるろうかと思いますが、今までの御意見ですと案の1が多かったんですが、案の1で4名ずつで、例えば20人出たと。5日間というふうになった場合の日程というのは大丈夫か。取れるものなのでしょうか。

案の1の60分の4人というところが意見として多いようなんですが、案の1にまず決定するというところでいかがでしょうか。

山形委員。

○山形委員 今回1にするのか、2にするのか。5人にすると日数が縮まります。4にすると日数が延びる場合もあります。どちらを取るのかというのも、例えば10人いたら5にすれば、案の2にすれば2日で終わります。案の1にすると3日かかります。すると、1日と、その点はやっぱり時間を取るのか日数を取るのかというのも考えてくるのかなと思うんですが、その辺も踏まえるとなかなか難しいかなと。

○相馬委員長 3密を避けるためになんで、日数を減らしても時間と、それからいわゆる換気を取る時間、それから接触する時間とその量ですね、それを減らすという観点が前提ですので、トータルの日数については先ほどありましたように、日数を減らすという観点はなくてもいいのかなというふうに思います。よろしいですか。

○山形委員 はい、分かりました。

○相馬委員長 ということで、一般質問につきましては……

○齊藤副委員長 すみません、事務局のほうで、例えば多分データないんですけども、夕方にやっている人の一般質問で傍聴者とインターネット見ている時間とかというのは分かりませんよね。

○相馬委員長 事務局。

○齊藤副委員長 分からなければ後でいいですけども。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 傍聴者数に関しては、時間帯ごとの人数を取っていないので、ちょっとそこは分からないんですが、インターネット中継に関しては、後で調べれば時間帯ごとというのは分か

るんですが、今ちょっと資料を持ち合わせていないので。

○相馬委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 一応コロナ対策で言っていれば、長いかな短かなんですけども、傍聴環境ということで時間が設定されていれば、例えば鈴木委員がやると言ったときに、3時半で終わりにしてしまっただけがいいのか、3時45分から4時45分までやるという時間が決まっているので、見やすいかという、ちょっとそれが分からないので、4人で決めるんじゃないかと、今回は多分5人でやって、どの時間帯がどうだったかという資料を取るには多分多いほうを選択してやったほうがいいんじゃないのかなとも思いました。傍聴関係のほうですね。もうこの時間じゃ人來ない。2時半だって、結局昼間って来づらいとよく言うじゃないですか。皆さん、働き盛りなので、その後ネットでも見れる時間がより多くあったほうがいいのかも調べるのにも考えれば、多い人数でデータ取りしたほうがいいのかなとも思ったんですけども、いかがでしょうか。なければ、僕は5人でやったほうがいいと思うんですね。すみません。

○相馬委員長 今の御意見について、ほかに皆さんから御意見ございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 戻ってしまっただけ悪いんですけども、60分制限ってあるじゃないですか。60分制限の最後の詰め方というのはどういうふうになるのかなというのがちょっとイメージが出ないので、質問しますよね。質問して、答弁がこうで、答弁が終わるまでは当然やるだろうと思うんですけども、今までだと必ず最後の質問までやるという形になっているんですね。それが間に合わなかった場合とか、その切り方をどうするのか分からないんですよ。



○相馬委員長 争点としては、今回の時間、総枠60分、70分とかと想定をする中では……

○眞壁委員 60分びったりで。

○相馬委員長 もう時間で切ってしまうという想定を……

○眞壁委員 答弁をしているときも切ってしまうの。

○相馬委員長 そういう可能性もあるということになります。

○眞壁委員 そういう感じになるんだ。

○相馬委員長 はい。これまでは通告した分については何かやらなくてはならないというような申合せ、でも、そういうふうにも伺っておりましたが、今回については通告はしたけれども、そこまで行かなかった場合は、もうそれはなしということ想定されるだろう。通告はしたけれども、そこまで入らないということも想定されるだろうというふうには考えております。

○眞壁委員 最初の質問をやるよね。答弁中に何か切るというのもすごいなと思ったんだけど、どうなのかなと、それが。答弁まではいいのかなというイメージはあるんだけど、再質問は当然なしだけれども、どうなのかなと、その辺。

○相馬委員長 最後の資料にありましたように、総枠で60分と進めている議会もかなりございますので。

○眞壁委員 もう止めているの。

○相馬委員長 もう時間で止めているというふうに伺っておりますので、本当に時間で切って、この時間のスケジュールを考慮しながら質問と答弁をやっていただくというようなことで。

玉野委員。

○玉野委員 今委員長の中に、通告しているけれども、通告を聞けないときもあり得るというように聞こえたんだけど、やっぱり通告する側は時間配分とか、自分が何を聞きたいのかというのは

網羅していて、やっぱり通告は全部やらなくてはいけないんですね。3つ通告があって、1、2、3、3番目で通告して、3番の途中で答弁が切れるというのはあるけれども、3番目のやっぱり質問はちゃんとやらなくてはだめだと思うな。委員長のやつは3番目の途中、3番目やらなくていいよと私はちょっと聞こえてしまったから。

○相馬委員長 事前にちょっと調べたところでは、通告したのを入れなかった。その項目が最後の項目に例えば入らなかったとした場合に、そういう入らなくても、入らなかったという場合で切っていると、そういう質問、60分でやっている場合にそういうこともあるというのは資料というか、それは頂きましたので、全部が全部やれなくてもというところはありますけれども。

○玉野委員 それはそれだと言うけれども、だけど、那須塩原としてはちゃんと質問したことは最後まで質問してくださいということを徹底というかな、認識を共有したほうがいいと思うな。3つ質問していて、1だけで終わってしまうというのは、執行部もちゃんと勉強してくるんだし、3つまでちゃんとやるということ、だから60分を有効に使うというのは議員側の資質になってくるわけです。その中で答弁しなくてもいいんだよということじゃなくて、質問しなくてもいいんだよと、そうしないようにちゃんとやるべきだということを強調したい。

○相馬委員長 分かりました。その質問と答弁の仕方については今玉野委員が言われたように、トータルで60分以内で終わらすということにはなりますが、通告したものについては変わらず質問をするという申合せの中でこの時間帯を設定すると、そういうことでよろしいですか。

ほかに御意見ございますか。

○中里委員 先ほどの話を元に戻しまして、4人が

いいか、5人がいいかということなんですけれども、やはり私も齊藤副委員長が言ったように、やっぱりそこもインターネット中継だったりとか、こういったことの整理もしていかなければならないということも考えると、やっぱりデータ取りも必要なのかなというふうに思いますので、やはり私も言ったように、副委員長も言ったように、5人でやってみたほうがいいのではないかなというふうには思います。今回まずこの9月議会についての取組を一旦こういうことをやってみてもいいのではないかなというふうにはちょっと思いました。

○相馬委員長 今の御意見で1日60分、5人でという御意見がありますが、再度その4人でというものについての御意見を伺ってもよろしいでしょうか。

田村委員、いかがですか。

○田村委員 やっぱり原則4人で先ほどある、現実的に想定されるのは例えば13人とか14人とか17人とか、そういったときには4プラスアルファで5日間、13人だったら4日間で3人で、違うか、3日目が5人か、そんな運用の仕方でもいいんじゃないかと私は思いますが、原則4人。

○相馬委員長 受付の段階では、とにかく4人、4人、4人で、最後が5人だと、1人にならない場合は5人でやると。

○田村委員 もしくは4、4、5、5なんていうのもあるかもしれませんけれども。

○相馬委員長 先ほども言いましたように、それだと受け付けするときの状況が難しいということになるので、1日の人数はまず基本的に含めていくしかないんだと思うんです。そうした場合に1日5人で受け付けるのか、1日4人で受け付けていくのかということになってくるわけでございますので、どちらかということになるので、4人でと

いうところの、4人にするということで今5人のほうがという意見がありましたので、再度4人のほうがいいという御意見について御説明をいただければなというふうに思ったところですが、いかがでしょうか。

○田村委員 どっちでもいいというのは、どっちかの形になってしまうんですけども、でも、4人でめり張りというか、どうなんでしょうか。今までも4人だったわけですから。

○相馬委員長 ちなみに4人でいくと午後3時半で終了するということになります。5人目だと4時45分ですから、5時前にはそれでも終了するというふうになるかと思います。

○齊藤副委員長 すみません、ちょっと議長と話したんですけども、コロナ対策でいけば長い時間いるとリスクが高いと今御指導いただいたんですけども、要は周りに座る人の環境をここで話ししてないんです、まだ。だから、こういう状態で5人やるんだったら確かに3時半のほうがいいのかと。中里議員や僕も言っていたんですけども、環境がどういう状況かによって変えたらどうですかね。議員が半分でよければ5人やったほうがいいし、みんなで聞いてろと言うなら3時半ということはどうですか。すみません、そっちに戻してしまって、また。

○相馬委員長 分かりました。それでは、その他で議員の出席については5番でやろうと思ったんですが、この5番を先に協議した上でこれを決めたいと思います。

ということで、今ちょっと延びましたが、暫時休憩。11時25分から再開したいと思います、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほどございましたように、資料の5番、その他にあるように、議員の議場への入場制限もということは、今後のコロナの拡大の状況を見ながら、次回の議会運営委員会で決定するというような内容で導入を検討するというふうにしておりましたが、今日の時点で議場に一般質問、それから代表質問のときに入室する議員の人数の制限も加えて、それで傍聴者の人数、それから議員の質問の時間等を決定していきたいと思いますが、ここにありますように、議員の半数制限をこの時点で採用するという考え方で御意見はございますか。

田村委員。

○田村委員 ずれてしまうんですけども、最近、地方の議会なんかで議場を物すごい対策というか、飛沫感染対策とかの観点から、例えば議場と傍聴席の間にシートで囲ってしまうとか、あと当然アクリル板を質問席だとか議長席だとか、あと当然議員の間にも設置をするようなところが増えてきているんですけども、そこら辺は本市においてはそういう対策を講じる予定はないんですか。

○相馬委員長 それによって人数制限をするか、しないか検討するということですか。

○田村委員 はい。

○相馬委員長 例えばアクリル板等で仕切りをつくらば

○田村委員 そこにつけてもつけなくてもいいんですけども、方向性としてというか、世間の流れとして、当然そうしていくべきではないかなというふうには思うんですけども、今回するかどうかはともかくとして、そういう話も議論されてもいいのかなと思った。

○相馬委員長 議員席をアクリル板等で仕切るということも検討してというところから議員の出席についてもということで、まず、アクリル板等で仕切ることについて事務局として検討はされた経緯はございますか。

○増田事務局長 議長と雑談の中でアクリル板ってどうなのかねということを言われたことがあります。それで、さくら市議会は6月の定例会で議員側だけアクリル板がありました。しかも両脇で、隣の議員さんとしゃべって飛沫しないように、この辺のこんな形でアクリル板が両側あったというのを記憶しています。ただし、執行部側アクリル板なしで全部座ってました。そういった議会もあります。

ですので、あとネットなんかで見えますと、金額とかも結構1枚で1万ぐらいはするのかなということを考えますと、設置した場合にどれぐらいの金額、何十万かかかる可能性はあるのかなというのは感じました。予算は持ち合わせてないで、その場合には流用か何かで対応するしかない。ただ、議員さんが必要だということで御決定いただければ、導入に向けて努力をしたいというふうに考えております。

○相馬委員長 アクリル板のようなものをビニールにするかとかあるんでしょうが、まずそういったものを設置することを検討するという方向にするのか。そうすると議員側だけでない、執行部側もということにはなってくるかとは思いますが…

○田村委員 あと傍聴等も仕切りをつくる。傍聴席。

○相馬委員長 田村委員、どうですか。

○田村委員 傍聴席と議場の間のところにもそういった形の、いろんな形があると思うんですけども、仕切るところがあるんです、ほかの議会で行っているところが。

○相馬委員長 そういった仕切り等を9月議会までに設置するというふうなことを検討していくということでもよろしいですかね。

〔「待ってください。」「これ予算」「そうですね」と言う人あり〕

○相馬委員長 だから、検討してどういう予算になるか、28日までに検討してもらおう。

〔「ビニール垂らせばいいんじゃないですか、それだけだったら」と言う人あり〕

○齊藤副委員長 ちょっといいですか。すみません。田村委員が言っていることも分かるんですけども、基本的に議員を半分にする理由が可能なのはタブレットが配置されているからなんですね。要はその場になくていいシステムがありながら、その場に集めるための施策をやっていると、論外な話で、取手市議会はこの間、「デモテック宣言」ということで、市長の提案理由の説明全部リモートですからね、もう。極端な話、展開をウィズコロナで変えていかなければいけない。どうしても入れたいんだったら、そこまで必要にして、傍聴者を増やそうという考えなんですけど、いかに見てくれる人だったり、議員の身の安全を守るのであれば、議長がちょっと言ってくれたとおり、人の密を避けるということなんで、さくら市議会もあれ、付け焼き刃みたいなものじゃないですか。隣だけつけているだけで、簡単なことを言うとせきとしゃべらなければ何も飛沫飛ばないということなので、基本的にはそこまで対策、那須塩原がすぐしなかったのは、そういう理由もあったからなのか。お金もあるでしょうけれども、逆にそこで執行部に金捻出しろと言うほうがきついような気もしてあるので、これを逆にどこに置いたら傍聴できるかどうか、そういう話合いをしていったほうがより現実的のようなお話。

ただ、一理あるのは、傍聴者が来たときのシャ

ットアウトは僕も必要だと思ったんで、だから、いいところ取りで申し訳ないんですけども、なるべく議員も半分に、さっき山形さんが言ったような話をしていたほうがいいと思います。

○相馬委員長 田村委員。

○田村委員 私もそんなにあれもこれもということではなくて、最低限例えば一番発言する機会の多い議長のところだけとか、あとは質問者席のところだけでもあれば、そういった飛沫感染を防ぐ有効な手段ではないかというふうに思いますけれども。

○相馬委員長 それについては28日までに検討するというでもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 そういうことで事務局のほうにお願いをしておきたいと思います。実際どうなるかは予算と、様々な状況によってということになります。

今議論になるのは、議員の席に座っている人数をこの案でいくと半数の入替え制ということで、議員の半分を入れ替えるという、そういう制度で3密を避けるという方法を取ってはというところでございますが、それについて御意見はございますか。

山形委員。

○山形委員 その他のところで出ているんですが、半数の入替え制度も私も大賛成なんですけど、具体的にこの入替え制、何人、13人を1つの質問で入れ替えるのかと、何かそういう具体的にどう考えるのか分かりますか。

○相馬委員長 よろしいですか。事前に案はつくったところではございますが、この当初予定は8月28日の状況をもってということだったので、半数入替え制というふうにご決めていただければ、どういうふうに入れ替えるかについては28日まで

に案を出ささせていただきたいというふうに思います。例えば偶数、奇数とか、会派ごとに何名ずつというふうな幾つかパターンは一応つくったんですが、28日までにもしどうしても議員も半数の入替え制が必要だろうというふうになった場合には、案をお示ししようとは思ってはいるところですので、今日の時点では入替え制を取って、半分ずつ入れるということになろうかと思いますが、玉野委員、お願いします。

○玉野委員 対応するための準備だからやったほうがいい。このとおりにやっていく。

○相馬委員長 このとおりにやったほうがいいということでもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 議員も半数の入替え制で、タブレットを十分に活用して、一般質問、それから代表質問に対応するということがよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、執行部も最低限の出席を求める。それから、議員も半数入替え制を行うという内容で再度質問時間の設定で、先ほどの状況ですと案の1が多かったんですが、今までの状況を踏まえて、再度案の1から案の5で御意見をいただきたいと思います。

山形委員。

○山形委員 そういう今のことを考えて入替え制も考慮するということがなれば、案の2で、これが一応今回チャレンジ、試行的にやっていただいて、ちょっといろいろな不具合は次の機会に生かす形で、案の2で5人でやってみたく私は思います。

○相馬委員長 案の2という意見でございますが、ほかに意見ございますか。

田村委員。

○田村委員 先ほども案の1ということで申し上げましたけれども、やはりこの型でいけば、終わりの

時間が明確になって、4時45分で終わると思いますので、案の2でもいいかと思います。

○相馬委員長 ほかに御意見はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 なければ、一般質問については案の2で60分、5人制で受け付けていくと。そういうことで決定してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 続きまして、代表質問についてはどのように取り扱うか御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

田村委員。

○田村委員 先ほども話をしましたけれども、案の3でいいのではないかと思います。

○相馬委員長 案の3、70分ですね。

○田村委員 70分。

○相馬委員長 70分の4人でという、4人しかいないと思いますので、今案の3、代表質問については案の3でという御意見でございますが、ほかに御意見ございますか。

○齊藤副委員長 すみません、案のほうは今ちょっと協議していけばいいと思ったんですけれども、確認なんです、代表の場合は会派の人数構成によつての順番確定ということを確認したいのが1つと、あと、とりあえず1個だけ。それをちょっと確認させてください。

○相馬委員長 それはやっぱり(3)でやろうと思ったんですが、受付順にするのか、抽せんにするのかとかということについては(3)でやろうと思っていたんですが、先にそれを決めたほうがよろしいですか。

○齊藤副委員長 すみません、お願いします。じゃないと抽せんになったときの2番目になる人なんか、ちょっとこれだと今の田村さんの時間だと思ったので、そこを聞いてから決めていったほうが

いいのかなと思ったんです。抽せんになるならより分かりやすい時間のほうが代表質問なので、皆さん、フラットになるかなと思っているんですけども、すみません。

○相馬委員長 代表質問と一般質問両方含めてになってしまいますが、受付をした段階で、これまで代表質問についてはもう会派の人数の順番ということでやっております。一般質問については受付順ということでやっておりましたが、その傍聴環境の整備という観点から時間割を設定しましたので、その時間割によって受付順ではなくて、抽せんという案もございましたので、そちらをまず会派代表質問はこれまで人数の多い順からということになっておりましたが、これについて御意見はございますか。代表質問については今までどおり、人数の多い順ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。

○田村委員 多い順だと4人、4人、4人ですよ、ほかの会派。そうした場合は抽せん。

○相馬委員長 はい。

○田村委員 2番目以降は抽せんにするということですか。もしくは全会派がした場合です。

〔「でも、それははっきりしたほうが」と言う人あり〕

○田村委員 今までは受付順でしてきている。

○相馬委員長 今までも抽せんだったです。

○田村委員 そうでしたか。

○相馬委員長 はい。同人数の場合は受付順ですか。

〔「代表者にしか分からない」「今までは抽せんじゃない」「ああ、そうですか」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、代表質問についてはこれまでどおりに取り扱うということで、同様でよろしいですか。抽せんのほうがよろしいですか。

○田村委員 これまでどおりだと受付順ということですね。

○相馬委員長 はい。

○田村委員 あってもいいし、でも、そうするとやっぱりどう考えても2人目がちょっとまたがるから、それをにらんでいつ出すかみたいなことが生じてくるので、抽せんにしてしまったらどうですか。

○相馬委員長 同人数の場合は抽せんということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 それを含めて再度代表質問の時間割と、どの案でいくかということになりますが、先ほどは案の3という意見がありました、案の3で2番目以降は抽せんという形で取り扱うということではいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 そのように取り扱わせていただきます。

再度3のその他で、一般質問についてですが、一般質問のこれまで受付順で行っていたんですが、先ほど言いましたように、時間割で朝の部分と夕方部分が出てきますので、これについても1日ずつ受付順で抽せんということで、受付順というか、その1日目、2日目、3日目の間で5人ずつの抽せんという案がここに出ているわけですが、これについて御意見をいただければと思います。

中里委員。

○中里委員 私はその案の1点なんです。例えば1日目に受け付けされた方が5人いまして、最初に受け付けたんだけど、抽せんして3番になったら3番ということですよ。

○相馬委員長 はい。

○中里委員 そうですよ。はい、

○眞壁委員 7人だったら当然翌日に

○相馬委員長 はい、受付順に5人までで初日の1番から5番まで、6番目に来た人は2日目の抽せんをしていただくと。7番目についても2日目。だから、5人ずつですので、初日5人の何番目になるか。

○眞壁委員 1日枠。

○相馬委員長 1日枠で抽せん。

○眞壁委員 2日は。

○相馬委員長 2日枠で抽せん、それを受付順で引いてもらうということでやれば、朝の分と夕方の分と、その時間を通告するのに待ってとかということがなく、もう1日目で通告順で1番から5番まで通告した人については抽せんが初日の何番目になるかという、そういう抽せんの方法だということではいかがかということでございます。

○眞壁委員 1日目に出した人が7人いたときに、それを全部で抽せん、じゃない。

○相馬委員長 受付順でくじを引いていくので。

○眞壁委員 1日に7人になるときにどうするの。

○相馬委員長 6人目の人は2日目のくじを引いてもらいます。

○相馬委員長 事務局がこれで受け付けしますということになったときにくじを引いていただきますので、そのときに6番目の受付をした人は、もう自動的に2日目の何番目という抽せんをしていただく。

○玉野委員 1日目の6番目に来た人は2日目。

○齊藤副委員長 来た人じゃなくて、やり取りして、事務局がこれで受け付けますと言った瞬間にしかやってない。

○中里委員 受付が完了して初めて受付。

○齊藤副委員長 ということなんで、出ただけじゃ駄目。

○相馬委員長 出ただけじゃ駄目で、事務局が受

付が完了しましたと言うところで、何日目の順番を引いていただく。

○玉野委員 最初行くでしょう、1番目の人が。午後なんでしょう。そのうちぱっと引いたら3番目だということじゃない。

〔「それです」と言う人あり〕

○玉野委員 だから、5番目に来たら、もう全部引いてしまったら、2日目に当然なるんです。

○田村委員 6番目以降の人は引かないですよ。1日目のくじは。

○玉野委員 いや、全部そろってから引くと言うからね。

〔「違います」と言う人あり〕

○中里委員 あくまでも受付順なので、7人で出ていて、残りの2人は2日目の枠で引くんですけども、全員が集まらないと引けないわけじゃないか。誰引いても。

○相馬委員長 5番目に来ても1日目の1番になる可能性もある。

受付順でその日、その日の初日、2日目、3日目ということで、受付順とそこにプラス抽せんをして順番は決めていくと、そういう抽せんの方法でということの案でございますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 事務局、大丈夫ですよ。受付をしました。そのときに抽せんをしてもらって、1番から5番まで受け付けた人は初日の何番か引いていただく。6番から10番までの人は2日目の何番か引いていただく。11番から15番目までの人は3日目の何番かを引いていただく。そういう受付の仕方ではいけないということではよろしいですか。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○相馬委員長 そういう一般質問の受付の順番とさせていただきます。

山形委員。

○山形委員 今時間が決まって、頭の時間が決まったということになると、今までは2番、山形紀弘議員と言って行きましたけれども、時間がもう決まっている場合、一般質問も代表質問も質問席から始まれば、歩く時間と、それも短縮になって、少しはあれですけれども、そういうことでどうなんですかね。やっぱり自席から行ったほうがいいんですか。そうすれば少しは60分。

○齊藤副委員長 シャベリ出したら押してくれているはずです。おじぎして、だから、そこだけ向こうに言うておけば、同じだと思うんです。

○山形委員 あくまでも今までと同じで。

○齊藤副委員長 時間になってしまったら、遅い人、10分ぐらいかかってしまったら終わってしまう。

○吉成議長 映像が映るでしょう。ライブ。映像が映るから、誰々と分かる。

○山形委員 音声以外に。分かりました。すみません、余計なこと言ってしまっ。

○相馬委員長 あくまでも自席で質疑を受けるということですか。

○相馬委員長 先ほどの内容からいきますと、まず一般質問のときに半分入替え制を取りますと、1つずつ席を開けますので、自席に座っていない場合もあるんですね。だから、自席で受けられない場合もあるので、質問席からスタートでもいいんじゃないでしょうか。

課長。

○小平議事課長 自席からだ、自席から歩く部分も時間に含まれてしまいますので……

○山形委員 幾らもないですけども。

○小平議事課長 やはり質問席からやれば、全てトータル時間60分という形にはできると思います。

○相馬委員長 今のような説明ですので、60分の中でスタートはもう質問席からスタートすると、そういうことではいかがでしょうか。よろしいですか。

○相馬委員長 ということで、(3)のその他の質問順について、それから、その他の代表質問についても決定いたしましたので、続いて、順番逆になってしまいましたが、4の委員会について、先ほど事務局から説明があったと思いますが、これについて質疑はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 議員控室が会場になるんで、今度お昼食べる時にどうするのかなど。その場所だけどこか設定してもらえるか、今の考えを聞きたい。長引いたときとかはどこになるんでしょう。そこだけ確認したい。

○相馬委員長 議員控室をここの委員会として使うので、お昼のときの対応についてということになります。事務局で何か案はありますか。

課長。

○小平議事課長 4階という形になると思いますので、会派室か、もしくは委員会室ということで、決定の際は割り振りをちょっと考えたいと思います。

○相馬委員長 今事務局では委員会室等で対応を考えるということなんですが、鈴木委員。

○鈴木委員 うちらもそういうことを想定してはいたんですけども、ただ、飯食うんで、お茶の用意とか、きちんとこのときと同じような感じでちょっと3か所になってしまうかもしれない。そういうふうにしてもらえればいいなということ、あともう一つ、ちょっと可能かどうかは別ですけども、201だったかな、広い部屋があるので、そっちを取ってもらえれば、ここは通常どおり控室になるんじゃないかなというのもあったんですけどもね。303のように、ほかの広い会議室を使



えるのであれば、そういうことも検討してもらいたいという話もありました。

以上です。

○相馬委員長 それについて事務局では、202でしたか。

○小平議事課長 それは空いているか確認いたしまして、空いていれば取っておきたいと思えますけれども、空いてないということになれば、ちょっとそれは御勘弁していただければと思います。

○相馬委員長 執行部と打合せをした上でということで、202も使えるということであれば、ここ控室ではなく、その分をこちらに。

○鈴木委員 ここを使わないで、そういうのも検討してほしいというだけで。

○相馬委員長 分かりました。

ほかに御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ございませんか。

今の御意見を踏まえて、案のとおり、委員会については①、②、③の日よってのローテーションということで行うということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 では、そのように取扱いをさせていただきます。

(4)については以上で終了といたします。

続きまして、(5)9月議会定例会における委員会中継についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

係長。

○佐々木議事調査係長 9月議会定例会における委員会中継についてということで、資料はございませんが、6月議会定例会につきまして、3常任委員会を議場で行いました。その際に委員会中継を試行的に行ったというところがございます。9月

議会の定例会につきましても、先ほど御決定いただいたとおり、3日のうち1回は議場を使えると。そうしますと、議場に中継設備がございますので、そちらで委員会中継も6月議会と同様にできるのではないかとということで、事業者のほうと調整をしましたが、1日当たり1万3,000円プラス税ということで、ちょっとスポットで料金はかかるということなのですが、3常任委員会であれば4万円ぐらいということで、予算流用の中で対応ができそうだということもございますので、もしここで御決定いただければ、9月議会につきましても各常任委員会1日ずつ委員会中継をやるという形でいかがかということでお諮りするものです。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、皆さんから御意見はございますか。

中里委員。

○中里委員 予算等が流用できるということですので、委員会の中継もいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○相馬委員長 1日ずつ議場を各常任委員会が使うということになりますので、その分を1日ずつ各常任委員会の分を放送するという御意見で、中継を放送するという御意見でございますが、ほかに御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、案のとおり取り扱うということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 委員会を中継するということをお願いいたします。

続きまして、(6)、取組ナンバー8になりますが、

議員間討議の実施に係る要綱の作成についてに移ります。

これについて資料がございますので、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、実施要綱案について御説明をさせていただきます。

こちらは議会取組実行計画に基づく議員間討議に関して定める実施要綱の案でございます。

まず、第1条でございますが、議会基本条例の4条3号及び12条に議員間討議等について規定がございますので、その実施に関して必要な事項を定めるものでございます。

2条ですが、目的及び基本姿勢としまして、自由闊達な討議とプロセスを明確化することにより、もって市民に開かれた議会の実現を図る。それから、議会が言論の場であり、合議制の機関であることに立脚し、議員相互の自由な討議を中心に運営することを基本とするというものでございます。

対象とする会議及び議題でございますが、議員間討議は常任委員会、それから議会運営委員会、特別委員会、それから協議等の場ですね、全協を除く協議等の場ですので、事実上本会議と全協以外の全ての会議が該当になるのかなというふうに考えております。

2項ですが、対象とする議題ですが、議員または市長が提出する議案、その他の会議に付議される全ての議題を議員間討議の対象とするものです。手続ですが、議員間討議は質疑があらかた出尽くしたタイミングで質疑を終結せずに行います。議員間討議終了後、その必要に応じて再度質疑の機会を設けるものといたします。議員間討議は議長または委員長の判断により開始をします。ただし、委員会において委員は開始、終結の動議を提出することができる。

3項ですが、議員間討議において執行部は原則として退席をしない。ただし、議員または委員の申出に基づき、議長ないし委員長が退席を命じたときには退席していただくという形もできる。

4項ですが、執行部が退席しない場合であっても、あくまで議員間討議ですので、執行部への質疑はその中では行わないと。

5条の運用ですが、議員間討議は1案件につき30分以内、これを超えるときには原則として議員間討議の終結を宣言しますが、議長ないし委員長が必要と認めるときには延長もできます。

2項、発言者は議長ないし委員長が指名する。通常の本会議ないし委員会等の形を想定していません。

3項、委員会は議員間討議を行ったときには、委員会報告の中で議員間討議の実施の事実等、主な内容を報告するものとします。

4項、議員間討議は傍聴できるものとします。また、案件の性質上、傍聴させない必要があるというときには、その全部または一部について傍聴させないことができます。

議員間討議の議事録でございますが、こちらは公開。先ほどの傍聴させないというふうにしたものについても秘密会としない限りは公開するという形にしております。

6項です。議員間討議を受けて発言が不適切な場合には、注意をし、発言を禁止することができるということです。

6条、研修でございますが、議員は議員間討議における議論を効率的、建設的に進めるとともに、目的を達成するため、ファシリテーション、その他の研修を受けて、議員スキルの向上に努めるものとします。

最後、3ページ目のところですが、ここに定めるもののほか、議員間討議の実施に必要な事項に

については議長が議会の委員会に諮って定めると、  
こういった案になっております。

資料の説明につきましては以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、これ最終的には  
会派に持ち帰っていただくことになろうかと思  
いますが、今日の時点で皆さんから御意見はござ  
いますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと説明で、5条の2項と3項あ  
たりを見ると、議長等、それから3項は委員長、  
また4に行くとき議長。これはちょっともう少し具  
体的に区別、違いなんかについて区別みたいな  
のを御説明いただきたいなと思います。

あと、一遍に言うのも何ですけれども、6番で、  
なお従わないときは発言を禁止すると書いてあ  
るんですけども、ここは制止するという言葉のほ  
うが表現上正しいんじゃないか。禁止というのは  
最初から禁止なので、そこでいきなりそういう状  
況になったときに禁止というのではなくて、状況  
になったというのであれば、制止という言葉のほ  
うがいいんじゃないかと。一応そういう意見があ  
りました。

○相馬委員長 まず、議長等と、その委員長、3番  
についての表記の仕方について説明できますか。

係長。

○佐々木議事調査係長 議長等の文言でございます  
が、4条2項の中で定義をしております、議長  
または委員長をまとめて言うときに議長等とい  
う文言を使っております。会議によって、その会  
議の主権者が議長である場合、それから委員長  
である場合もございますので、基本的には議長  
等という言い方を想定しておりますが、5条3項につ

ましては、委員会報告を議長がするというのを基  
本的に想定していなかったもので、あくまでもこ  
こは委員長がという表現をしております。

以上です。

○鈴木委員 委員会はということですね。

○相馬委員長 よろしいですか。

ほかに御意見ございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 第5条の5で議員間討議を行った会議  
とって議事録を作成したときはとあるんですけ  
れども、つくるとつくらないというのは何かど  
ういう理由なのか。ちょっと教えてもらえますか。

○相馬委員長 第5条の5号ですか。

○眞壁委員 議事録を作成したときはとあるんだけ  
れども、つくらない場合もあるのかなど。その辺  
はどうなのかと。うちで判断できないのか。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 基本的には議事録という形  
で詳細なものになるか、簡単な復命になるかとい  
うところはあるんですが、それは作成はしてあり  
ます。

○眞壁委員 公表されるときにどうするの。

○相馬委員長 ということは、議事録を作成したと  
きはという表現についてなんです、必ず議事録  
は作成しているということによろしいですか。表  
現上、ときはというふうに入れているというところ  
については、議事録を作成したときはというふう  
にするということに表現することについては何  
か意図はございますか。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 広い意味での議事録とい  
うものは全ての復命も含めましてつくっているん  
ですが、本会議とか常任委員会につきましては、き  
ちんと発言ごとの議事録というものをつくってホ  
ームページ上でも公開しておりますが、それ以外

の会議、会派代表者会議とか、正副委員長会議とか、そういったものにつきましては、基本的に詳細な議事録をつくって公開していないので、それについてはまたこれができたことによって、改めてホームページ等に載せたりというところまではちょっと想定していないので、基本的には公開は今までと同じようにやるというものでございます。

○相馬委員長 はい、分かりました。大丈夫ですか。

○眞壁委員 分かったような、分かんないようなあれだけれども。

○相馬委員長 会議はこういう会議というふうなことで議員間討議を行う会議というのは規定しておりますが、議事録を作成してない会派代表者会議であるとか、それから、そういったときの議事録をこれまでにつくっていないものについては、当然載せられないので、載せてないので、議事録を作成したときはというのは、例えば委員会録であったりとか、そういった議事録を作成したものについては、これを公開にすると。作成しない会議もあるので、それを含めて議員間討議の要綱に会議自体も含まれますので、議事録がなかった場合はつくったときは公開する。つくらない会議もある、議事録をとということで、ときはを入れていると。

○眞壁委員 具体的に言ったら、会派代表者会議なんかはつくってないんで、それは公開しないというふうなことでいいですか。

○相馬委員長 はい。

○眞壁委員 分かりました。

○相馬委員長 そのほか御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、これまでの内容を踏まえて、各会派に持ち帰っていただいて、再度検討していただきたいと思います。

以上で(6)については……

○齊藤副委員長 制止の件はどういうふうにかえるんですかね。禁止は制止のほうがいいんじゃないのかと。

○相馬委員長 先ほど第5条の6号のところで発言を禁止というところを制止のほうがいいんじゃないかという意見がございましたが、これについて、事務局から、これ禁止としていることについての説明はありますか。

副委員長。

○齊藤副委員長 多分この条文の書き方だと注意しても従わない人はもう次させないという意味だから禁止だと思うんで、鈴木委員の言う制止だと言っている最中止めるというイメージ。

○鈴木委員 その状況になったときに初めてやめさせたり、それはそういうことは言葉で言うと制止であって、禁止というよりは制止という言葉が正しい。

○齊藤副委員長 制止だとまた言えるじゃないですか。その場を止めるだけになってしまいます。だから、さんざん注意していても不適切発言がずっと続いている場合。

○鈴木委員 従わなければ、出ていってほしいな話。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 こちらにつきましては、会議規則の116条のところに発言内容の制限という条文があるんですが、その2項の中で、まずは委員長が注意をして、なお従わないときは発言を禁止することができるという表現がありましたので、そこに倣ったものでございます。

○相馬委員長 中里委員。

○中里委員 今の事務局の説明を聞きますと、本当にそのとおりで、ちょっと私も言葉を調べてみんです。委員長が注意をするということ自体が制止ということなので、抑えとどめること。そ

れにもなお従わない場合には、禁止するというのは、これはもう制止するよりももっと重くて、命令する、こういう意味も込められて、私はこのままでもいいのかなというふうに思います。

以上です。

〔「そこまで調べてなかった」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 ほかに御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、今までの意見を踏まえて、会派に持ち帰って御検討いただきたいと思います。一応今年度の取組実行計画の中で決定を見ますので、ちょっとこれの決定時期についてはできるだけ早めにはとは思っておりますが、再度時期については検討させていただいて、決定したいと思います。

(6)については終了といたします。

続いて、(7)その他に入ります。

委員から何かございますか。

議長。

○吉成議長 9月定例議会の対応についてはほぼ今決定を見たわけですね。最終的には28日ということになるんでしょうけれども、それと同様に議員全員協議会に関してなんですが、前回6月のときには、やはり1つは3密を避けるということで、執行部側の出席についても極力説明者以外は出席をしないようにという形でお願いをしているんですね。そして、質疑に関しても通告制を取ったという経緯があります。それを継続してこの9月議会の、ないしは8月20日そして、9月の定例会の全協、それらをどういうふうにするか、議運の場である程度決めていただいたほうが、議会をつかさどる私としてはやりやすいです。

○相馬委員長 今議長から全員協議会の取扱いについてということで御意見がございました。6月の全員協議会同様、8月20日の全員協議会も同様の取扱いをしていったほうがいいんじゃないかということですが、皆さんの御意見はございますか。

○齊藤副委員長 すみません、前回同様ということは、この間のやつ……

○相馬委員長 6月です。

○齊藤副委員長 そうですか。

○相馬委員長 6月全協。

○齊藤副委員長 この間の全協がちょっとイメージがインパクトがあり過ぎて、あれと同じように捉えられてしまうと、その中での質問、質疑が長過ぎてしまって、しかも質疑を言うまでが長くて、何言っているか分からない人もいたので、そこを議長が制止していただければ、今までどおりでいいと思うんですけども、要は端的に質疑してくれというふうに進捗を変えていただければ、すごく持論を言っている方がいたので、3時過ぎまでかかったと。そこだけどうなんだかという、その内容全体を、もっと短く終わったはずじゃないのかなと思ったんですけども、その辺だけちょっとお願いします。

○吉成議長 お願いしますと言うなら、ルールを決めておいてもらえれば、それに従って当然進行はしますんで。

○相馬委員長 まず全協についても6月の全協同様、通告制を取るかについてまず御意見をいただければと思います。

8月20日、それから9月の全員協議会も質疑については通告制をとる。

○眞壁委員 いつまでに日にちとか資料が来るということで大体決まるんだと思うんですけども、あまり遅いとなかなか通告制にならないと思うので、

その辺だけきっちりしてほしい。

○相馬委員長 事務局としてはいかがですか。6月同様に取り扱いできますか。

課長。

○小平議事課長 全協資料につきましては、執行部のほうから3日前にうちのほう、事務局に届くようになってますんで、それで間に合うのであれば、もしくは6月のときに質問項目、どれに対してあるのという通告でいいという話だったんですけども、細かく質疑項目が書いてあったので、ただ、この1番に関して質問するよとかという通告だけでも十分だと思いますので、そういった形で通告していただければ大丈夫なんじゃないかなと思うんですが。

○眞壁委員 全協の前の日まで通告。

○相馬委員長 今事務局から説明のあったとおり、内容ではなく、項目の通告だけということと言えますから。

○小平議事課長 前日の午前中まで。

○相馬委員長 項目ごとに通告ということで、8月同様取り扱うということでよろしいですか。

○齊藤副委員長 サイボウズでいいの。

○相馬委員長 課長。

○小平議事課長 はい、サイボウズで連絡いただければ、それでこちらでチェックいたしますので。

○相馬委員長 山形委員。

○山形委員 あと、いつも言っている、その他の部分も結構多いんですよ。その他の部分も言っておくべきだと思います。

○相馬委員長 課長。

○小平議事課長 その他の部分につきましては、やはり担当する部長が変わってくると思いますので、できたらその他については細かく書いておいていただければと思います。

○相馬委員長 それでは、8月全員協議会から項目

を前日の午前中ですね。19日の午前中までに質疑する項目のみ事務局のほうにサイボウズで通告していただく。そういうことでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 それで大丈夫ですかね。

○山形委員 ありがとうございます。

○増田事務局長 よろしいですか、全協の件についてですけれども、今まで議会、本会議とか、要は議員さん半分だということで、入替え制をしましたがけれども、8月の全協、9月の全協も例えば質疑がある議員さん半分入って、半分の方はよそということじゃなくて、議員さんは今までどおり、執行部は議案がある方、議案がある部長さんだけ出席ということでよろしいですかね。議員さんは全部出席ということでよろしいんですかね。

○相馬委員長 半分入替え制については、28日でないという入替え制を取るかは、28日までに案をつくって決定することになっていきますので、8月20日については6月同様という扱いでできればお願いできればと思うんですけども。

○増田事務局長 もう1点いいですか。

執行部から全協の説明について、要は昨年度まで課長がしていた。これは執行部のほうで課長から今度部長にステップアップしたときに、議会に対しての訓練をしたいということで課長に説明をさせていたという経緯があるそうです。ですので、仮に議題ごとに入れ替わるような形で部課長が入って、またこっちの議題が終わったら部課長が出て行って、入替えのような形で課長に説明をさせたいというような意向も私のところに寄せられているんですが、そこら辺の対応は執行部の意向を踏まえてということでよろしいでしょうか。

○相馬委員長 今局長の説明のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 結構です。

○増田事務局長 ありがとうございます。

○相馬委員長 事務局に1点だけお願いなのですが、全協での説明について、いわゆる報告案件なのか、今後それを議会に出すための議案の事前説明なのか、その報告なのか、それを資料の中で、できればもう何回も申し上げていると思うんですが、明確にさせていただきたいということで、それによって通告をしても、これは議案として本会議に上がってくるのであれば、全協で全部聞いてしまったんで終わりというふうなことにならないので、今日これで報告で終わりなんですという、要は議案として上がってくるものなのかを全員協議会で報告するものなのか。これについては資料の上できちんと明確にさせていただいていると通告もしやすいのではないかなと思うんですが、できるものでしょうか。

○増田事務局長 それは可能だと思いますが、その辺については全協資料何々部何々課という上あたりに議案として提出予定とか、あとは全協のみの報告とか、そういった形で分かるような形で資料に示せればよろしいですかね。

○相馬委員長 はい。

○増田事務局長 分かりました。そういうことで、この後、総務部長と相談したいと思います。

○相馬委員長 そういうことでよろしくお願ひします。

そのほか委員の皆様から何かございますか。

すみません、議長、お願いします。

○吉成議長 今回のこのコロナ禍の中での議会運営というのは当然議運も苦勞しながらやってきているわけですがけれども、今民間企業なんかは本当にオンラインで様々なことが決定しているわけですよ。委員会については総務省も4月にやっとオンライン会議を認めてくれました。改正になりま

したけれども、残念ながら現在でも本会議については、やはり自治法の解釈からいくと集まってやらないといけないというふうになっているわけですね。これも少しずつ国に対して意見書を地方からどんどん発信していこうと。もうこの状況が昔のようにというか、以前のように戻ることはもうないだろうと、全体としてね。であれば、もう本会議でのオンライン化というのは当然法を改正していただいて、認めていただく。

これはコロナと限らないと思うんです。例えば大きな災害があつて、もう道がぐちゃぐちゃになつてしまつたと。破損してしまつたと。そうしたらあとは私も副議長ももう行けないと。当然定数に満たなくなつてきたりしてしまうわけですね。そのときにはやはりこれで参加が可能だというようなことも前提として考えられると思うんですね。そういう観点からぜひ議運が主体となつて、今回の本会議のオンライン化の法改正を要望書として出したらどうかということをご提案したいと思います。いかがでしょうか。

○相馬委員長 今議長の提案のように、本会議をオンラインでできるように、国のほうに要望書を提出するという案件になろうかと思つたので、28日で大丈夫ですか。28日の議会運営委員会で協議したいと思つたので、会派で御相談いただければと思つた。よろしいですか。

○吉成議長 とりあえず案だけはつくらせていただけてよろしいですか。

○相馬委員長 はい。

○吉成議長 もう1点。今那須塩原市議会はほかの議会から、例えば視察の依頼があつた場合には、全てお断りをしてます。こういう時期ですから、多くの議会が視察の受入れをしてないわけですね。そういう中で、当然常任委員会等はやらないと決定してますから問題ありませんけれども、会派に

についてはそこまで縛ってませんので、会派によってはやはり視察をしたいと、行きたいと、そういった意向は多分あるんだと思うんですが、その辺はぜひそういう意向を酌んでいただいて判断をしていただきたいと思いますので、これはお願いします。よろしくをお願いします。

○相馬委員長 分かりました。

ほかに御意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 なければ、私のほうから1点だけ。

9月定例会における委員会審査の中で、最後のその他、各課の審査が終わって、最後にその他としてというところもあるかと思いますが、その他としてというところをその他のところも非常に議事録といいますか、文字起こしが非常に多くなるということもありますので、その他はもともと委員会録には実際には載ってきませんが、録音されておりますので、それを文字起こししている膨大な量がございますので、最後その他については暫時休憩中でその他を行うという件を、この後、9月議会前の正副委員長会議でちょっと検討していただくというふうに思っておりますので、御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から何かございますか。

○印南議事課長補佐兼庶務係長 では、事務局より9月議会での議場コンサートについて御報告をさせていただきます。

前回の議運で実施の方向で御決定をいただきました後に、出演者のほうを事務局で探しましたところ、ふるさとアーティスト派遣事業に登録をしておりますマリンバアンサンブルドルチェというグループに御出演いただけることになりました。こちらのグループはマリンバとピアノ伴奏のお2人での演奏という形になります。

今後の予定としましては、8月中に議員の皆様

に周知をさせていただきますとともに、議会だより86号、それからホームページ、それと各施設ではポスター掲示等で周知を図ってまいる予定でございます。実施日につきましては、9月7日月曜日、会派代表質問者等が予定されております初日、コンサート、9時半から9時50分までということでご予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○相馬委員長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、次回の議会運営委員会は8月28日、午前10時からになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の協議事項は全て終了いたしました。

---

◇

### ◎閉会の宣告

○相馬委員長 以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 零時25分